



Kodak LICENSED PRODUCT
Black & White

3/Co

Allen Company, 2000
White

© The Ti
Magenta

Patches
Red

control now

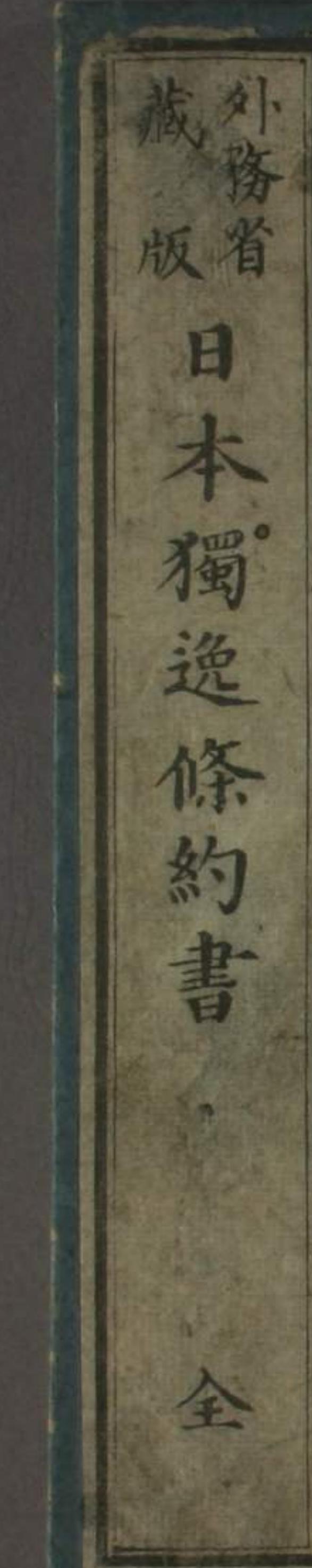
Color Co
Yell

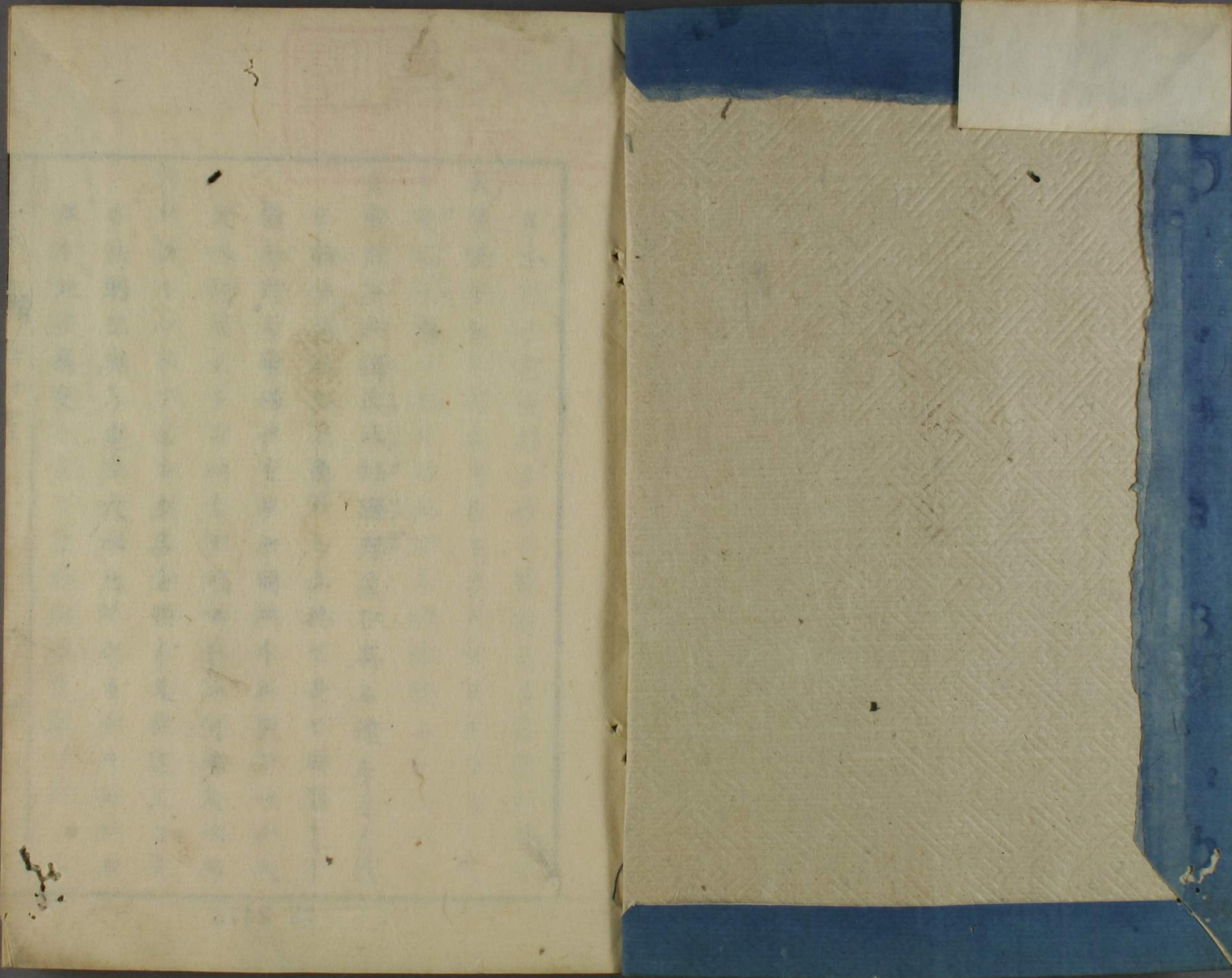
K Co
Green

KODA
yan

10

Blue







日本イハガニ其全體上命是變シテシテ是其事對應シテシテ
 天皇陛下とアマミヤマニシテ大英國イギリス也シテハイシテシテヨリ
 壽漏生國シヤウルブ日本イハガニ留リ國北時御使ヒメイシのリメイヒ
 皇帝陛下ハ獨逸イタリア北部聯邦ホクブ及ヒ其國連シテシテハ
 ト雖シテ其運上と商買シテシテトふ於て是と同盟シテシテト
 國々即ち帝國バイラニ同ユイルテンベルニ
 大ヘルツク頓バトデン、マイン河南大ヘル
 ソクトンヘツスンの名を領シテ又我運上と貢
 の法則シテシテ與みをシテシテ大ヘルツク頓ロキーン
 ボイシの爲免シテシテ開リ寶庫カニ銀鑄シテシテ銀器カニ等シテシテ

日本獨逸兩國の間ニ貿易通航の縁を盛んニ
之ニ事を欲ニ條約を結む事を決定ニ日本
天皇陛下ハ第一等官議定兼外國官准知事東久
世中將第三等官神奈川縣知事兼外國官判事
寺嶋陶藏第三等官外國官判事井關齋右衛門
を其全權ニ命ト

宇漏生國

皇帝陛下ハ日本在留獨逸北部聯邦のシャルエ
ダナルマクスアウグストレーヨフヨンブル
ランドを其全權ニ命ト双方互ニ其委任狀と

示ニ其狀實良好ニテ適當たゞと察ニ以て
左の條々を協議決定シ

第一條

爰ニ條約を結む國并其人民の間ニ永世の
平穏無窮の和親ナリ

第二條

宇漏生國

皇帝陛下ハ日本ニ其公使を命ニシケリムアムベ
ノ此公使ハ今爰ニ條約を結む他ニ獨逸國
國ニ代々ニ事を執るの權ナリベノ

右獨逸條約濟の國よりコンニルゼ子ラール
を命ぜ及び日本何きの開港場又何きの開市
場みとコニル或ハ副コンニル又ハコンス
ラルアエントを命ず。理行。此吏
人等ハ日本政府と最懇親なる國のコンニ
ラル吏人と同様別段の免許及び權を受く
り理行。第

李漏生國

皇帝陛下より命を所の公使并コンニルゼ子
ラールハ日本の諸部を故障あく旅行する

理行。裁判をべき權行。獨逸國のコン
ニラル吏人ハ若ト其裁判すべき境界中みて
獨逸船の破船する。或ハ人命及び貨物又危
害等の事行。時ハ其事實を監察も爲め其
場所又往くの理行。然リと雖モ獨逸コ
ンニラル吏人其時ア當く先其土地の日本
官府へ其趣意并其赴く處の場所を書翰
告知すべ。其節ハ日本官府より重立たら吏
人を。必モ之と同導せ。む。第

天皇陛下をベルリンの王宮内又公使を置く事を得又獨逸國々の港及び市中又若一他國コンニミラル吏人在勤む事ハバ日本コンニミル吏人を又此所又命ずるの理あるハ
日本の公使及びコンニラル吏人ハ互の約束又依て右條約濟の獨逸國々又於て他國の公使並コンニミル吏人と同様今或ハ此後受くる處の別段の免許并權を受く事きナ

第三條

箱館兵庫神奈川長崎新潟并ニ佐大坂の市街

及び港並東京市街此條約施行の日ナリ右條約濟の獨逸國々の人民及び交易の為り又開く事

前條の市街及び港又於て獨逸國々の人民永久居住を事を得事故地所を借り家屋を買ひ住宅倉庫を建る事勝手を事
獨逸臣民の住をべき場所并其家屋を建べき場所ハ獨逸國コンニミル吏人其地又在る相當の日本吏人と相談の上之を定むべし且港則も右同様ナリ若一獨逸國コンニミル

吏人及び日本吏人此事付議定一得ざる事
行ふべ之を獨逸國の公使及び日本政府へ申
立候

日本人ハ獨逸國人民住るべき場所の周圍ニ
牆壁或ハ柵門を設けず其他自由の出入と妨
ぐべき圍ひと營まざる處

獨逸國の臣民無故障遊歩すべき境界ハ左の
如一

箱館新瀉ニ於てハ諸方へ十里トナ夷港^{ヨシマ}にて
ハ佐州全島とす

神奈川にてハ川崎と品川の間ニ在リテ江戸
灣^{ワシ}ニ流キ落る六郷川を限^{トク}其外ハ諸方十
里とす

長崎にてハ其周圍ニ在リ長崎府の支配地を
限^{トク}す

兵庫にてハ京師の方ハ京と距^ヤ事十里の地
ニ限^{トク}他ノ諸方ハ皆十里とす

大坂にてハ南ハ大和川口より舟橋村迄夫よ
モ教興寺村を通^ス佐太まで線^{スジ}を引き之を限
アとも堺の市中ハ右線の外ナれ共獨逸國人

の遊歩を免すべし東京又於てバ新利根川口
より金町まことに夫より水戸街道又沿ひ千住宿
大橋迄夫より隅田川へ南川上へ登り古谷上
郷まことに夫より小室村高倉村小矢田村荻原村
宮寺村三木村田中村の諸村落より線と引六
郷川又於て日野の渡場まことに限らず
右十里の距離ヘ前條各所の裁判所より陸上
を算す

其一里ハ亨漏生一万二千四百五拾六フート
英吉利四千二百七拾五ヤールド佛蘭西三千

九百十メートル又宛
若一獨逸國々の人民前條の則を犯一境界又
出る事ナシバ墨是哥銀百枚を拂ふべく若一
再び犯を時ハ二百五十枚の罰金を拂ふべし
第四條
日本又在留す獨逸國人民ハ其自國の宗教
を自由又行ふの理ありべし故又其居留地又
其宗教を奉ぐる為免官社を營む事勝手たら
べし

日本又在留モリ獨逸國人の間ニ身上或ハ其所持の品物又付て爭論起る事ナリベ獨逸國吏人の裁斷ニ任そべ

日本長官ハ右條約濟の獨逸國々の人民と他の條約濟外國人との間ニ起る争論ニ於テ亦關係する事ナリスベ

若ノ獨逸國の人民ヨリ日本ノ人民ニ對一訴訟ニシム事ナリバ日本長官此事件を裁斷シス

若ノ日本人ヨリ獨逸國人ニ對一訴訟ニシム事

ナリバ獨逸長官之ニ裁斷スベ

若ノ日本人獨逸人ニ逋債アリテ之ニ償ふ事を怠リ或ハ欺偽ト以テ之ニ逃げんとする時ハ相當の日本長官是ニ裁斷シテ其債主ヨリ逋債ニ償フ。為リ諸事ニ力を盡スベ又獨逸人欺偽ト以テ逃げん。或ハ日本人ニ逋債ニ償ふ事ニ怠ル時ハ獨逸長官正しく裁斷シ逋債ニ償フ。為リ諸事ニ力を盡スベ

獨逸長官又日本長官ニ於テ兩國ノ人民互

は相關する逋債の償ふ事なるを

第六條

日本人民或ハ他國の人民と對一惡事をあせ
3 獨逸人民ハ獨逸國ユンシル吏人よ訟へ獨
逸國の法度を以て罰を受ク

獨逸國の人民と對一惡事をあせル日本人民
ハ日本長官よ訟へ日本の法度を以て之を罰
スル

第七條

此條約或ハ之と附屬する貿易の規律と犯せ

3 よつき取立シテ罰金或ハ其物を取揚了事
ハ獨逸國ユンシル吏人の裁斷よ因メベノ其
取立ノル罰金或ハ取揚品ハ都て日本政府よ
屬スル

取押ヘテ荷物ハ日本長官并ニ獨逸コンシ
ニエル長官ヨリ其荷物と封印とナニ獨逸コン
ニエルヨリテ裁断ちテ迄ハ運上所の倉庫ニ取押
ヘ置ケル

若ノ獨逸コンシニル其荷主又ハ引請人正理な
リと裁断ちテ時ハ其品物を速ニコンシルヘ

引渡すべし然りと雖も日本長官若し右コン
シルの裁断と同意を尚高官の裁判より
人事と欲せば右荷主又ハ引請人其品物の真
價を其裁断迄獨逸コンシユルへ預く事
取押へられゝアリ荷物容易に腐敗を及ぼす質の
物なリ其代價を獨逸コンシユル所より預り荷
物ハ荷主或は其引請人より渡すべし

第八條

貿易の為め開き又ハ開くべき日本の諸港より
於て獨逸國人民ハ獨逸國領或は他邦の港よ

り禁制又非ざる諸種の貿易品を輸入し是と
販賣ノ又ハ是を買入を獨逸國或は他邦の港
より輸出する事自由なる。但し此條約又附屬を
3税目より舉たる租税而已と相納先他の諸税
ハ總て拂う及ばず

獨逸國の人民ハ諸種の商物を日本人より買

入を又日本人より販賣する事を得シ又其賣
買或は代價受取り拂ひの時より當く日本吏人
之より關係する事なし

獨逸國人民日本國の開港場より買入を

日本產物と日本他の開港場及諸税を拂ふ事
なく輸送する事自由たる。

日本人ハ獨逸國々或ハ開港場及於て獨逸國
人民より諸類の商物を日本役人の立合なく
買入を又之を貯藏^{ナツウ}及び之を其用^{キタ}又供^{キタ}一或
ハ再び販賣する事勝手たるべし尤日本人民
獨逸國々の人民と貿易する又付てハ日本人
相共^{シテ}商買する^{シテ}付取立了運上^{シテ}餘分ハ
日本政府にて取立ざる所^{シテ}日本政府にて
且諸大名并^{シテ}其使用する人々へ現在取締の

規則を守り定例の運上を納^シ時へ一般の通
則^{シテ}從て獨逸國々又日本諸開港場赴き其
場所にて日本役人の立合なく獨逸國々の人
民と交易する事勝手たる所^{シテ}

總ての日本人ハ日本產物又ハ他國の產物を
日本開港場へ或ハ日本の開港場より或ハ日
本開港場の間^{シテ}或ハ他國の港より或ハ他國
の港へ日本人民或ハ獨逸人民所持の船^{シテ}積
入輸送する事自由なる所^{シテ}

第九條

日本政府へ日本ニ在留モル獨逸國々々人民日本人と通辯或ハ師表ヒヨウ召使等の諸役ニ使用ト是を法度ニ違背セハシマル諸用ニ給モル事を妨ハシマル。併ハシマルアゲラ若ハシマル此日本人罪料と犯す時ハ日本の法度を以て罰ハシマル。

日本人獨逸國の船中ニ於て諸般の職事ニ雇

ミタ事勝手ハシマル。

獨逸國人の雇置ハシマル日本人若ハシマル其雇主ニ同道ハシマル海外ニ出了事と其地の官府ニ願出了時

ハ政府の印章を得ハシマル。且既ニ日本慶應二年

丙寅四月九日西洋一千八百六十六年第五回廿三日日本政府より觸書を以て布告せハシマル。併ハシマル日本人ハ其筋より政府の印章を得ハシマル修業或ハ商賣ハシマルなり獨逸國々々赴く事と得ハシマル。

第十條

此條約ニ添ハシマル。交易の規律ハ此條約と一體ハシマル。之ヲテ双方とも堅く之を守ハシマル。

日本ニ於て獨逸國公使と日本政府より任ハシマル。

る吏人と協議して此條約ニ添セ。交易規律
の趣意を施行するたゞ交易ニ開きた。諸港
又緊要至當の定規を立るの權あるべし

第十一條

日本政府ハ獨逸人貿易の為先開きた。各港
の最寄ニ船々の出入安全のため燈明臺燈明
船浮木及び瀨標を備ふ。

日本吏人各港ニ於て密商及び禁制の品出入
を防ぐたる至適の規律を設く。

第十二條

獨逸國の船日本之開港場又入來る時之を港
内ニ導く水先案内者と雇ふ事自由なる
べし又其船總ての逋債及び商税納濟の上ス
て發航せんとする時ハ港外へ出る為め水先
案内者と雇ふ事勝手たる。

第十三條

獨逸國の商人ハ日本之開港場へ商物を輸入
其租税を納メ上ハ日本運上所長官より
其商稅收免濟の證書を請ふの理有べし且此
證書行うバ右商物を再び日本他の開港場

又出入する共同一商税を納むる及びを以て

第十四條

日本政府諸開港場又於て倉庫を取建之事と
勢むべし且其倉庫又於てへ輸入する人或は
荷主の願より任せ其品物の運上を納る事なく
之と藏り置き理あり

日本政府にて其品物を預り置間へ損害あき
様より引受くべし尤外國商人ども之入置きた
る品物のたゞ火難の變合をあく得る様政府
は於て總て肝要なる設計をあらぐれど又其商

物と輸入する人或は荷主是を倉庫より引取
うんとする時へ運上目録通りの運上を拂ふ
第十四條
其品物と再び輸出せんと欲する時へ輸
入運上を納ム及ち品物を引取節ハ孰と
みよ藏敷を拂ふべし右藏敷高并み貸藏取扱
向の規則ハ双方相談の上之を定む

獨逸國の人民日本開港場内に輸入へ此の條
約より定たる商税納濟の諸貨物ハ日本人獨逸
人より拘らず其荷主より日本國の諸部より輸

送さるを得ず勿論之又租税或ハ道路の運上等何等の税とも拂ふ事なし

日本の產物ハ陸路水路修復の為め諸商賣付て取立る通例の運上の外別々運送運上と牧^{マサム}事なく日本人ハ日本の内何ぞの地より諸開港場へ運送する事勝手たる

第十五條

外國貨幣^{カイ}の日本國內々於て故障あく通用せん事を欲するが為め日本政府ハ速々日本貨幣製造法^{ヨウ}緊要^{キンヨウ}の改正を為すを努ひべし且

日本重立たる貨幣製造局并々諸開港場又於て取建べき貨幣局にて外國人及び日本人ハ其身分^ム拘^{シムト}べ^レ諸種の外國貨幣及び掉金銀^{ナガメ}と其吹換入用を差引き日本貨幣と同種同量の割合^{スル}を以引換べし此吹換入用ハ雙方協議の上定む

獨逸國及び日本の人民互々拂方を為す^{シテ}外國或ハ日本の貨幣^{カイ}を用ゆ事勝手たるべし日本銅錢^{コウセン}と除き諸種の貨幣并々貨幣^{カイ}を造う^{シテ}外國金銀^{カイ}ハ日本國^{ナカニ}輸出する事を得

第十六條

若一日本運上所の吏人商人より申立ト價付て異存有る時ヘ其商物又價を極めたり。價にて買入る事を談む事自由た。

若一荷主此價附にて兼諾シヨウダをばる時ヘ日本運上所吏人の極りた。價又從て其稅銀を收む

若一其價付にて兼諾をばる時ヘ其談だト價と

少一減を事あく直ちに荷主は拂ふ

第十七條

若一獨逸國の船日本の海岸にて破船一或ハ漂着ハラキリ一又ハ已ひを得ぞ日本の港内ハササギにて避け来るかおとづりバ相當の日本長官是と知るや否速ニ其船又可成丈扶助を加ふべし其船中の人々を懲モロコニ取扱ひ要用ある時ヘ其人々最寄の獨逸國コンシル館カニルより赴くづき方便を與ふ

第十八條

獨逸國海軍備用の諸品ハ日本國の諸開港場
ニ陸揚ヘ獨逸吏人の保護シテ倉庫ニ藏メ置
ベリ尤夫ガ為メ租税を納ム事アリと雖モ
若ヘ此備用品を日本人或ヘ外國人ニ賣ル事
行シベ其買主より相當の租税を日本長官ニ
納ム

第十九條

日本

天皇陛下他國の政府及び其人民ニ與ヘ或ヘ爾ジ
後與ヘんとモト總く別段の免許及び便宜ハ

條約を結ブリ獨逸國々の政府及び其人民ニ
モ此條約施行の日より免許行ハズキトニ爰
ニ確定セラ

第二十條

來ル壬申年則千八百七十二年第七月第一日ニ
至リ此條約の趣實驗ヘ緊要アル變革或ヘ改
正を加ヘズ為免是と再議ヘ得ベリ然リと雖
モ此再議の趣ハ少くも一年前ニ告知セラ
若ヘ

日本

天皇陛下此期限前々各國の條約を議さん事を
欲し其事は就て他の條約済の各國とて同意
せば條約を結ぶ獨逸國々も又日本政府の望
みよ從ひ此會議は加ふ事

第二十一條

獨逸國々の公使或はユンニル吏人より日本
長官は贈る總て公の書翰ハ獨逸語と以く記
をべし然と雖も便利の為め此條約施行の日
より三年の間ハ和蘭語或は日本語の譯文を
添へ事

第二十二條

此條約ハ獨逸語日本語と以て各四通ビニス又
記し其文意ハ各同義アリ

第二十三條

此條約ハ日本

天皇陛下及び宰漏生

皇帝陛下互に名を記し印を調して確定し本書
ハ十八月の内に取替シテ

此條約の名を記し印を調して確定し本書

右證據とし双方の全權此條約の名を記し

印と調するもの也

日本明治二己巳年正月十日

西洋一千八百六十九年第二月廿日

於神奈川

東久世中將花押

寺島陶藏花押

井關齋右衛門花押

フォンブランド印

日本國又於て獨逸國人交易を為そ定則
第一則

獨逸船日本の港も着して後四十八時二日半中日本
時二千五百曜日ビを除き甲比丹或ハ船長より日本運
上所の役人へ獨逸コンシユルの請取書と見そ
べレ右ハ都て船中の書類積荷目録等と獨逸
岡士館へ預けたる旨示せるものより其上右
甲比丹或ハ船長書付と差出レ以て其船の入
港手數を為シ也

右書付ハ船號并其船の出帆レ來り港の

名喰數甲比丹或ハ船長の名又船中又旅客あ
らバ其旅客の名并ヨ其船の乗組人數と認め
たりものヨリテ右甲比丹或ハ船長其書付の
無相違趣を證ヨ其名と自記ちりもり也右書
付と共に右甲比丹或ハ船司其積荷の告書と
預くベー是ハ包貨ツミモツの記号及び番号并ヨ其品
物の種類斤數と其送狀は認めある通り記
載ヨ荷物引受人の名と記したるもあリ且
船中用意品の目錄も右告書へ加ふベー但
甲比丹或ハ船長右告書ハ其船の總積荷及び

船中用意品の無相違書付ある事を證ヨ是ヨ
其名と自記ちばースル右告書中相違の廉カドを心付きたる時西洋
二十四時日本十時二日曜日を除く中ハ罰金を拂
ふ事あくべー之を書き改め得ベー然りとい
へど此期限後又書改むるか或ハ之又書入
もるよ於てハ墨斯哥銀十五枚の罰金を拂ふ
べー

告書中又漏きする諸品物又付てハ運上の外
別ヨ罰金を拂ふベー其罰金の高ハ其品物又

付て拂ふ運上と同トカラフ
甲比丹若一くハ船長此定則ニ示したる期限
中々日本運上所へ其船の入港手數を為シト
急ラバ右入港手數を息る日毎々墨斯哥銀六
十枝の罰金を拂ふべ

第二則

日本政府ハ其港内へ入津キ各船(軍艦を除
く)ニ運上所役人と差置づき理行ハシ
船中より右運上所役人と丁寧ニ取扱ひ且成
アヅキ文相当の用便を乞アベ

日没より日出迄の間ハ運上所役人より別
段の免許あけきば船より品物を卸しうら
び且船口ニカリダチ其外總て船中荷物の納めシ場所
の入口ニハ日没より日出までの間ハ日本役
人是ニ封印ノ錠を鎖ノ堅く固封ノ置ベ
—若一免許あくして日本運上所役人の固封
ノ置たる入口の封印等を破り又ハ取除く時
ハ其犯したる人々犯キニ毎々墨期哥銀六十
枚の罰金を拂ふべ

日本運上所へ相當の差出書を出さゞして荷

物を船中より卸し或は卸さんと謀す。品は
次々定めしる通り捕押へ且取上至
色貨の中目録中より載ざる價する品々を藏し
以て日本國の收納を減さん趣意より仕組た
るものへ取上べ。

若し獨逸船日本の開港する港より諸品
を密商し或は密商せんと謀る時へ其諸品を
日本政府より取上犯せし毎々其船より墨斯哥
銀一千枚の罰金を拂ふべし
脩復を要する船より運上を拂ひびして其積

荷と陸揚し得べし右の陸揚したる諸品は日
本役人預りあるべし且藏敷人足賃并は守護
めたり都て相當の入費ハ拂ふべし然りとい
へども若し其荷物の内を賣拂ふ時ハ其賣た
る分ハ定例の運上を拂ふべし

積荷を同港内の他船へ移すを別々運上を
拂ふべし及らずとつゝと日本役人見分にて
事實無相違を知り然る後船移りたる右日本
役人より渡す免狀を以て船移りすべきあり
若し右免狀を受ずて船移さりゆくは其犯

せり。毎々墨斯哥銀六十枚の罰金を日本政府
又納むる。

阿片アヘンを輸入するに禁制あきべ交易トガシキのたゞ日本
本は渡來する獨逸各船其船中は三斤以上の
阿片を持する時も其餘量を日本政府へ取
押滅却シラキシテ且阿片を密商シモウジヤウ又ハ密商せんと謀
と謀りシムリ右密商シモウジヤウ或シテ密商せんと謀
アリ。阿片一斤毎々墨斯哥銀十五枚の罰金を
拂ふを。

第三則

荷主或は荷物の引受人荷物を陸揚する事を
願ふ時に其荷物の差出書を日本運上所へ出
すべ。此差出書の差出を為す人の名又其荷
物を輸入せし船の名其記号番号積荷の種類
斤數并は各種の價を認シテりのよして此
差出書中は載たる諸物價の總計の其書面の
末又記すべ。荷主又は荷物引請人其差出書
ハ諸品の真價を載さず趣と差出書又記べ以
て之を證べ。又日本運上の害となリベマドリ
ハ隠一置くざる旨を證すべ。且荷主或は荷

物引請人此證書又其名と自記すべし
差出しある荷物目錄の本書へ運上所の役人
へ差出しへ役人其差出書中より記しある品々を
調べ終了まで其本書へ役人の手より留先置べ

日本役人へ右差出しある荷物の一部或は總
躰と改め得べし又其れが為め其荷物を運上
所へ持來り得べし然りと雖も之を改むる
付輸入人を其失費を拂ふ事なく又品物の損
せざるよ取扱い改濟の上に日本人再び其

荷物を可成丈其元形は包装すべし且之を改
むるよハ不用の時日を費さざる事

荷主又ハ輸入人其荷物を請取らるる前輸入
の途中にて損傷シテ見出す時ハ運上所の
役人へ其損傷の趣を知らせ其職ヨリて廉潔
ある人二人或ハ二人以上にて其價を極ら志
むべし但し其人々篤と検査ケンサ後各色の損ド
高を歩割又記し其記号番數を認め證書を出
そぐし尤其證書は運上所の役人立會にて
右價附をあつたる人々其名と自記すべし且

輸入人ハ其證書を差出書へ添へ相當の高を
引落すべし

然りといへども此定則ニ添ひる條約第十六
ヶ條ニ載らる通り荷物の價付をもる事ニ付運
上所の役人之を妨ぐべからず

運上拂濟の後ニ荷物を渡すべき免狀を荷主
へ渡しけし荷物ハ運上所にても船中にても
渡しへ

輸出せんとむる諸品ハ船中へ輸送をもる前日
本運上所ニ差出を為しへ 其差出ハ書面ニ

ノテ其荷物を輸出しへき船名并ニ包貨の記
号番數其貨數斤數及び代價を記載しへ 輸
入人右差出書中ニ載たる諸品の無相違趣を
認め以て之を證し之又其名を自記しへ
運上所ニ差出を為す 以前輸出のノル船
中ニ送りたる品々并ニ禁制の品々を包入せ
ノ荷物ハ總て日本政府へ取上べ

船々其乗組又旅客の用物或ハ旅客の衣服等
ハ運上所へ差出を為しへ及む者一獨逸商
人日本の產物と日本の或開港場より他の開

港場へ輸送せんと欲する時ハ其品物を輸出
する時拂ふべき運上を運上所へ預け置べ
六ヶ月の後他の開港場へ右荷物を陸揚セ
趣を示せる證書を其地の運上所より持參せ
を右預り置たる運上ハ無異論速く返却すべ

他邦の港へ輸出するを禁す品物を萬一右
期限中より前條の證書を差出する時ハ荷積
せりの自ら右品物の代價を残らざ日本役
人へ拂ふべき趣を認めしる證書を差出すべ

然りとつてども其船若レ或開港場より他の
開港場へ運送する航海中破船する事あリバ
右運送先の運上所の證據の代りに破船セ
といふ證據を別々持來ベノ尤商人ハ右證
據を一ヶ年内に差出す

日本役人疑惑思ふ品物ハ右役人是を取押置
ケル
然りとつてども日本役人直ちに其事を獨逸
國コンミル吏人ニ告知モベ

獨逸國コンシユル吏人取上了事ニ裁判セリ品
物を直ちニ日本長官ヘ渡シテ一且獨逸國コ
ンシユル吏人ナリ言付ニ罰金ヲ拂方ハ其吏人
最速ニ催促ニ日本長官ニ收シベノ

第四則

出港ト願ふ船々ハ二十四時日本十時二時前ニ運上
所ニ告知シベノ此期限後ニ其船出港を乞
理ナリ然リと雖モ其出港を否ム時ニ運上所
の役人等速ニ甲比丹又ハ其船の引請リ人ニ
右出港を否ム譯ニ告げ又其趣ニ獨逸コンシ

ルニ知ラズベノ船司運上所ナリ與ナリ諸運
上拂濟ニ證書ニ持參シヅレバ獨逸コンシユル
ハ預ク置キタリ書類を船司ヘシスベウナ
ビ

獨逸國軍艦ハ運上所ヘ入港又ハ出港を願ふ
を要セザ又其軍艦ニハ日本運上所役人或ハ
取締役人來ニ事アリ

獨逸國ニ蒸氣飛脚船ハ同日ニ入港と出港を
為シ得ベノ且日本ニ上陸シ旅客并ニ陸揚
シル品々外ハ告書を差出モ事ニ要セズ

べ一然りといへども右蒸氣船へ何より時々
うちよ運上所へ入港并々出港の願を為し
得べ

船中用意品の為りよ入津する鯨漁船或い困
難船の其積荷の告書を出を事を要せば然り
とくじて引續き商賣を願ふ時ハ第一則ニ
掲げ通りの告書を預く度

此定則中又ハ此定則を添ニ條約中船と稱を
るものハ何れの處ユリトヨツブルク
ブリツキシヨーナルシヤルーフ名又蒸氣船

と云

第五則

日本國の收納と害せん為ニ偽の告書或ニ證
書ヘ名を自記したるゝのハ其犯を毎ニ墨斯
哥銀百二十五枚の罰金を拂ふべし

第六則

頓税ハ日本の港ニ於テ獨逸船より取立了事
あり
但一回ニ定めたり謝銀ハ運上所役人ニ差出
しけり

一 船の入港手數又付 墨斯哥銀十五元
一 船の出港手數又付 墨斯哥銀七元
總て此規則又載らる處の荷物船積陸揚の免
許又付てハ謝銀と出を事あらずべ一健固狀
等の如き他の證書又付て洋銀一枚半

第七則

總て日本より陸揚一たる品々より次の運上目
錄より従い日本政府へ運上を拂ふ事

第一種

明礬 百斤ニ付一分銀。一五

此銀二文目二分五厘

檳榔 全 ○四五

銅ボタン 全 六文目七分五厘
百四十四
即十二ドゼイン 全 ○二二

蠟燭 全 三文目三分

百斤ニ付全 二分二五

帆木綿類 全 三文目七分五厘
十ヤルトニ付全 ○二五

一斤ニ付全 ○二五

全 三文目七分五厘

丁子并母丁子 百斤ニ付全 一个

全 三文目七分五厘

ユシニイル 全 一个二五

全 三文目七分五厘

繩 船用 全 一个二五

繅綿

百斤ニ付一分銀一个二五

此銀三文目七分五厘

木綿織物類

生金巾

晒金巾

小巾金巾

白綾金巾

白紋金巾

染紋金巾

染無紋金巾

雲齋木綿

カムブリックス

寒冷紗

更紗形寒冷紗

柳條布

コイルチング

ユット子ウト

更紗類

右品々染色

巾三十四インチ迄十ヤールト付一分銀○○七五

此銀一文目一分五厘

巾四十インチ迄全全○○八七五

全一文目三分一厘二毫五絲

巾四十六インチ迄全全○一

全一文目五分

巾四十六インチ以上全全○一一二五

全一文目六分八厘七毫五絲

唐棧類

又布

右

巾三十一インチ迄十ヤールト付一分銀○一七五

全二文目六分二厘五毫

巾三十一インチ迄全全○二五

全三文目七分五厘

畝織天鷺絨

綿天鷺絨

紋綿天鷺絨

アゼフリービロード

アゼフリービロード

アゼフリービロード

繻子

サチ子ツツ

綿純子

縞布

巾四十インチ迄

十ヤールトニ付一分銀○二

此銀三文目

巾三十一インチ迄

全

○○六

巾四十三インチ迄

全

○○九

手拭

全

○○五

木綿縫絆同股引

全

○二五

飯臺掛

全

○三文目五分

一枚ニ付

○○六

全九分

木綿よう糸同片よう糸 百斤ニ付 全

七个五

白并染色

但卷真の有無又拘

木綿糸 白并染色 全

五个

阿仙藥

○七五

翡翠孔雀毛類

全十文目二分五厘
全七文目五分

燧石

○一二

檳榔膏

○四五
全六文目七分五厘
全十一文目二分五厘

雌黃

全三个七五
全十一文目二分五厘

硝子板

一箱十フート一分銀○三五

此銀五文目二分五厘

膠

百斤ニ付全○六

安息香并安息油

全

全九文目

麒麟血

全

全六文目

没薬

全

全二个四

乳香

全

全一个八

石羔

全

全十二文目

生牛皮

全

全一个二

牛角鹿角

全

全一个○五

犀角

全

全七个五分五厘

馬蹄

全

全三个五

水龍

全

全○三全四文目五分

土龍

全

全○七全十一文目二分五厘

象牙各種

全

全十五个

丹

全

全一个五

唐の土

全

全七个五文目五分

全七文目五分

黃丹

百斤二付一分銀一个五

此銀七文目五分

同油

全 一个五

革

全 全 一个五

麻布類

全 全 二个

丹柄

全 三文目

アンペラ敷物

○二 一五

金類

全 二文目二分五厘

銅并青銅

板掉釘等百斤二付全 七五

一卷二付

四十ヤード 全

全十一文目二分五厘

船脚用の鐵

全 三个五

黃銅并板釘

全 二个五

熟鐵

全 七文目五分

鐵塊

○三 全四文目五分

鐵針金

○一五 全二文目二分五厘

鉛塊

○八 全十二文目

鉛板

○六 全九文目

亞鉛板

全一个

百斤二付一分銀○六

此銀九文目

鋼錫

鐵葉

重サ九十斤

○七

全十文目七分

蠟引形付敷物

地又敷

十ヤルニ付全

○三

同似革敷物

家具又用

全

○一五

白胡椒

百斤二付全

○一五

黑胡椒

百斤二付全

○一五

木香

全

○一五

藤

全

○一五

水銀

全

○一五

幾那鹽

全

○一五

大黃

全

○一五

鹹魚

全

○一五

白檀

全

○一五

蘇木

全

○一五

海馬牙

全

○一五

全七文五分

一角牙

一斤ニ付一分銀一个

鮫皮

百枚付全 七个五

嗅烟草

全七文目五分

石鹼

一斤ニ付全 ○三
全四文目五分

紫梗

掉玉あそび
ナモツヤク 一種
全七文目五分

赤黑砂糖

百斤ニ付全 ○五
全十文目二分五厘

白砂糖

全 一个七五

冰砂糖

全 一个七五

捧砂糖

全 一个七五

烟草類

全 一个八

朱

全 九个

毛織物類

全 全 十二文目

大羅紗

全 九个

中等羅紗

全 一个八

右

巾三十四インチ迄

十ヤールト付一分銀○六

巾五十五インチ迄

全 一个

此銀九文目

巾五十五インチ以上 全 一个二五

是班牙製縞耳羅紗 全 ○七五

全三文目七分五厘

毛緞子 フラ子ル

羅脊板

スエルジス

右 小巾十ヤルト付一分銀○四五

此銀六文目七分五厘

旗布 全 ○一五

全二文目二分五厘

吳呂服類

蘭口吳呂服 全 ○七五

全十一文目二分五厘

英口吳呂服 全 ○四

全六文目

ラスチング クレー・ラスチング ウラルステット

クレアメリノス

其外都て毛織物類

右

巾三十四インチ迄 十ヤールト付一分銀○三

此銀四文目五分

巾三十四インチ以上 全 ○四五

全六文目七分五厘

毛木綿交織物

イミテーションカムレット

イミテーションラステイング

ブレインヲルレンス

ブレインフイギューラット

ブレインルストル

フイギュールットルストル

アルパカ

バラシース

ダマスクス

イタリヤンヨローツ

タフハセラス

ロスセルコルツ

カスサンドラウーレンスンシーカムレットコルツ

其外毛と木綿と交たる織物

右

巾三十四インチ迄

十ヤールト付一分銀○三

此銀四文目五分

巾三十四インチ以上全全○四五

ブランケット并馬罐十斤二付全○五

全六文目七分五厘
全七文目五分

モヘール敷物

一枚ニ付全○五

全○五
全七文目五分

ブレイヴ并ショールス

全全○五

全○七五
全十一文目二分五厘

形付毛織飯臺掛

全全○五

全十二文目

毛織縪絆同股引

十二三付全○八

全七文目五分

毛木綿交織縪絆股引全

全○五

全七文目五分

毛糸白并染色

百斤付全十个

第二種 無税品

食料又ハ荷物運送又用ゆる諸獸類
碇イカリ并鎖イナリの碇繩

石炭

外國の衣裳

但此運上目錄中又載せざる品又限了

金銀貨幣又作らざるもの又ハ作らざるもの

穀類

米
菽
小麥
大麥
燕麥
裸麥

豆類

粟
黍
稗
玉黍

右粉類

油糟

荷造又用ゆる筵

板本

塩

塩漬の食料樽又入さる

硝石

ソルドル

タル并チヤン

茶を製する鍋并竈

茶鉛

旅中用荷物

第三種 禁制品

阿片

第四種 元代より隨ひ五分の税を
收むべき品

兵器并軍用諸品類

巴里斯品

長沓并沓

時計類并オールゴール

珊瑚

刃物類

蘇貢科青銅

藥種水藥類即人參等の

醫具

西洋陶器磁器

金銀

諸般家具

新舊

硝子器

金銀の糸并紐

ゴム類并香椒類

硝子燈類

鏡類

珠玉類

機械類并鐵及び銅器

絹糸或ハ絹木綿雜織物絹毛雜織物類即天鵝
スカブロカ
リデの類

油畫并銅板畫類

香具石鹼

金銀きせ并滅金器類

獸皮類

遠目鏡并學藝用器具類

酒類酒精食料諸類

材木

其他右に掲げざる諸物品

何より日本人も日本開港場又ハ海外ニ於テ
旅客又ハ荷物を運送シべき各種の帆前船蒸
氣船とも買入シ事勝手なり。ベ一尤軍艦ハ
日本政府の免許あるれば買入シ事を得也
日本人買入たる諸外國船ハ蒸氣船々々一噸
又付一分銀三個帆前船又て一噸又付一分銀
一个の運上を定め通り相納。時ハ日本船と
ノテ船目録又書載シ其船の噸數を定

むろなり日本長官の需ニ應ニ其筋のコンシ
ルより本國の船目錄の寫を相示ニ其眞を證
そべ一

軍用諸品ハ日本政府及び外國人ニ而已販賣
そべ一

總て輸出そべき日本產物ハ次の運上目錄ニ
從ひ日本政府へ運上を拂ふべ一

第一種

乾鮑カニ
百斤三付 一分銀三個

鮑貝

樟腦

茯苓

桂皮

桂子

石炭

繩綿

棕櫚皮

○○八

此銀一文目二分
一个八
全十二文目

○三
全十一文目二分五厘

○七五
全四文目五分

二个二五
全六分

○〇四
全三文目七分五厘

○四五
全六文目七分五厘

乾魚即鮓鹽漬

鮓鹽漬

鰯

鰯

五倍子

銀杏

銀杏

銀杏

麻

麻

蜂密

蜂密

鹿角

鹿角

煎海蠣

煎海蠣

全

全

全

全

鐵

日本產

鉛

鉛

茸

茸

寒

寒

天

天

魚油

魚油

菜種油

菜種油

書物用紙類

書物用紙類

下品の紙返り紙

下品の紙

返り紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

紙

○六
全九文目
一个二五

○九
全十三文目五分
三个

○三
全四文目五分
五个

○五
全七文目五分
三个

○五
全七文目五分
一个

○五
全七文目五分
三个

○五
全七文目五分
一个

豆類	○三	全四文目五分
牡丹皮	○一五	全三个七五
五升芋	○一二	全二文目二分五厘
屑布	○一五	全十一文目二分五厘
酒并燒酌類	○一文目八分	
板昆布	○六	全十三文目五分
刺昆布	○三	全四文目五分
菜種	○九	全十三文目五分
	○四五	全九文目
	○六	全六文目七分五厘

胡麻	○九	全十三文目五分
鱠鮆	○八	全十二文目
乾海老	一个八	全十二文目
生糸并綿糸	七十五个	全十七文目五分
玉糸	二十个	
真綿	七个五	
熨斗糸	二十个	
壳蛹		

擣 捣 フノ。イタヤ栗ハ一 摧桂カバ
カツラホウスコロ、
ヤセ 摧 楹 摧 捏 クラガキの如き堅木ハ都
て百コクク付一分銀七个六

第二種 無税品

金銀貨幣又造り
カヒ
カトリ

金銀

貨幣又造ら
カヒ
カトリ

但一公の入札にて只政府より賣渡マダ」

第三種 禁制品

米 叔 小麥 大麥 并其粉

硝石

第四種 元代又隨ひ五分の税を
收むべき品

竹器諸類

銅及び銅器諸類

木炭

材木

人參并是ニ掲げざる藥品
カブロモノ

蘆席類

絹衣服并織物又ハ縫箔カツラ衣服其他掲げ
ざる物品

日本ニ在留する獨逸國人及び獨逸國船の乗組人又ハ旅客自己の入用ニ満足シ丈ヶハ輸出目録ニ載スル輸出禁制の穀物并ニ粉を買入リ事ニ許シテ尤右穀物并ニ粉を獨逸國船ニ積入んとする前必ず通例の通り運上所ナリ船積の免許状を得べきなり

禁制穀物及び諸粉類と諸開港場の間ニ輸送スル事ニ付日本政府是ニ故障をなシムラニ

然リトワード八万一日本人并ニ外國人右品

物を或開港場より運送スル事ニ付格別之事故シテ當分内是を禁シテ欲セキを日本政府右の趣意ニ二ヶ月前ニ獨逸長官ニ告知ラモベシ且此禁制ニ事實不得止の時而已ムト速ニ此禁制解く事ニ日本政府ハ注意を

居

此税則ニ載スル日本一斤即百六ハ佛蘭西の六百零四ガラム五十三センチガラム又ハ英吉利一ホンド三分の一ニ當ス

一ヤールドハ英吉利尺度三フートニ當スル佛

蘭西の九百十四ミリメートル〔ストリシヤ〕^ス當る

英吉利の一フトハ佛蘭西の三百四ミリメートルセヌ當り日本曲尺の一尺より一寸の八分一丈ヶ長ト

材木の一コクハ英吉利十立方フト又ハ米利堅厚サ一インチの木尺百二十フト^トヌ當る

一分三分方ニ文目ハ銀貨にて其重サ佛蘭西の八ガラム六十七センチガラム〔英百三十四

ゲレー^シより下うぞ其質ハ純銀九分ヌ下らず其交せ物ハ一分より多カジゴルベーセントハ一分を百かセー一と云ふ

第九則

運上所諸取扱向荷物の陸揚船積及び船人足小遣等雇方ヌ付開港場ヌ於て是迄訴訟の起り不都合を除うんがた允ヌ各開港場の長官速ヌ外國のコンシユルと談判一雙方協議の上右不都合決して生ぜざる様規則を立^ト日本人と外國人の交易并ヌ其用向を可成丈ケ

都合能相便一且安全ありしる様双方ある
ニ議定せり

諸開港場ニ於く荷物陸揚船積み又貯用セ
ル波戸場之内ニ品物を船積み前又陸揚
モノ後暫時假ニ納ムたる小屋掛けを日本政
府にて作リシ

第十則

此條約施行後五年ニ條約を結ぶ双方の
内にて望む時ハ輸入輸出の商税を再議シ
一然一若ニ此期限前日本政府他國の政府と

再議シテ時ハ條約濟獨逸國々此議ニ加エ
シ

明治二己巳年正月十日

千八百六十九年第二月二十日

於神奈川

東久世中將花押

寺島陶藏花押

井關齋右衛門花押

フォンブランド印

條約書附屬

一 獨逸公使より來狀

以手紙致啓上候然も拙者字國
皇帝の全權とて日本

帝國の全權の求々應ト委細申進候趣
チ即ち木綿毛織及び綿毛交ぜ織襦絆
股引の下落せゝ運上施行の義ふ
日本政府前年第八月第十七日の求の
通り一千八百六十六年第六月二十五

日の條約再議の上可_レ被_レ改_ルの絲茶輸出
税施行可_レ相成_ル節より前文下落せし輸
入税をも施行_シべ_ル尤右の趣を條約
ニ掲ぐると同様の權と義理可_レ有_ル之候
右得御意候以上

獨逸北部聯邦公使

第二月第二十日

フォンダランド

東久世中將閣下

寺島陶藏貴下

井關齋右衛門貴下

以手紙致啓上候然々今日御面晤の節
種々御談申上候趣尚又申進候一千八
百六十三年運上目錄を被改又一千八
百六十六年第六月第二十五日條約を
被結候時皆此事より關係せし他の國々
の利益の為り種々被定候廉も有之目
今新條約取結の義又付て御一同へ御
相談の折柄我獨逸國產又付運上の高
を減却被致候事は亦當然の事と被存

候就てハ木綿毛織又綿毛織混サ一襦
絆股引尤獨逸產物有之候故之レが
運上を御引下げ又相成候様御一同へ
今日申上候義又御座候尤絲茶運上被
改候節ハ拙者又於てハ日本政府の趣
意又相隨候積り又候間當今閣下又於
てを拙者の願の通り又被致候様希望
致候右可得御意如此御座候以上

第一月第二十八日 フオニヅランド

東久世中將閣下

寺島陶藏貴下

井開齋右衛門貴下

以手紙致啓上候然ハ貿易定則第六則
ヨ基き各國の商船出入港の節其船司
ヨリ手數銀相納來候處右ヨテハ不公
平ヨ付船の大小ヨ從ひ頓稅相納候方
當然の由御申越之趣御尤ヨ存候御望
ヨ任せ右變革の儀條約濟各國と追て
再議可致候尤此書簡の趣ハ條約中ヨ
載たるも同様ヨ有之候右爲可得御意
如此御座候以上

巳正月十日

井關齋右衛門

寺島陶藏

東久世中將

獨逸北部聯邦公使

エムフォンブルンド

閣下

前ニ朕ガ委任全權ノ重臣ト寺島漏生國
皇帝陛下ノ全權公使ト會議レ左之通取結ビタ
ル大日本國ト獨逸北部聯邦及ビ其ニ連ナラズ
ト雖モ其運上會社ニ關スル國ミト和親貿易定
則トモ親レク通覽レテ至當トス故ニ天地ト悠
久ヲ期シテ是ヲ遵守セシムヲ約ス是ヲ定證セ
ンガ為メ朕カ名ヲ記レ大日本國ノ印章ヲ鈐ス
明治ニ乙巳年九月九日

御名 御印章

仲尼

右大臣從一位藤原朝臣實美 花押

明治二己巳年正月十日即一千八百六十九年第
二月廿日横濱於テ取結ビタル大日本國ト獨
逸北部聯邦及ビ其ニ連ナエズト雖モ其運上
會社ニ關スル國々ト和親貿易通航スルタメ
ノ條約ニ付大日本國

天皇陛下及び守漏生國

皇帝陛下各記名鈐印レタル證書ヲ互ニ取替
サシコラ決レ玉ヒニ由リ臣等謹テ是ヲ檢
閱レ敢テ間然スベカラサル者トナシ乃互ニ
是ヲ取替シ其證トシテ茲ニ日本語獨逸語各

卷之三

二通ヲ認メ其姓名ヲ謹記入

明治二己巳年九月十三日

外務卿

澤從三位清原宣嘉花押

外務大輔

寺島從四位藤原宗則花押

